

第 70 回国民体育大会啓発用のぼり配布及び設置要領

1 目的

この要領は、2015（平成27）年の第70回国民体育大会開催に向け、県内外の公共施設や集客施設等へ啓発用のぼりを設置することにより、大会の開催周知及び県民の参加意識の高揚を図ることを目的として、第70回国民体育大会和歌山県準備委員会（以下「準備委員会」という。）が作成する啓発用のぼり（以下「のぼり」という。）の配布及び設置について、必要な事項を定める。

2 配布対象者

県、県内各市町村及び国民体育大会（以下「国体」という。）関係機関・団体のほか、準備委員会が適当と認める者とする。

3 配布方法

- (1) のぼりの設置についてご協力をいただける場合は、啓発用のぼり設置申請書（別紙1）を準備委員会事務局（県庁国体準備課）へFAX又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 準備委員会事務局は、前項による申請が適当と認められるときは、設置申請書の提出者（以下「設置者」という。）に対し、のぼりを無償配布するものとする。
- (3) のぼりの配布（運搬）に要する経費は、準備委員会の負担とする。ただし、のぼりの設置に要する経費は、設置者の負担とする。
- (4) のぼりの組み立て及び設置作業は、設置者が行うものとする。

4 設置場所

設置者は、のぼりを不特定多数の者に対し広告効果が見込める場所へ設置するものとする。

5 設置期間

第70回国民体育大会終了（平成27年10月）までとする。

6 その他

- (1) 設置者は、のぼりを使用して営利目的の活動を行ってはならない。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (2) 設置者は、のぼりを使用して、国体が特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (3) 設置者は、のぼりを第三者に転貸してはならない。
- (4) 設置者は、のぼりを屋外で使用するときは、暴風の天候となった場合は速やかに取り外して回収すること。
- (5) その他この要領に定めのない事項は、準備委員会と設置者が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成22年1月8日から施行する。